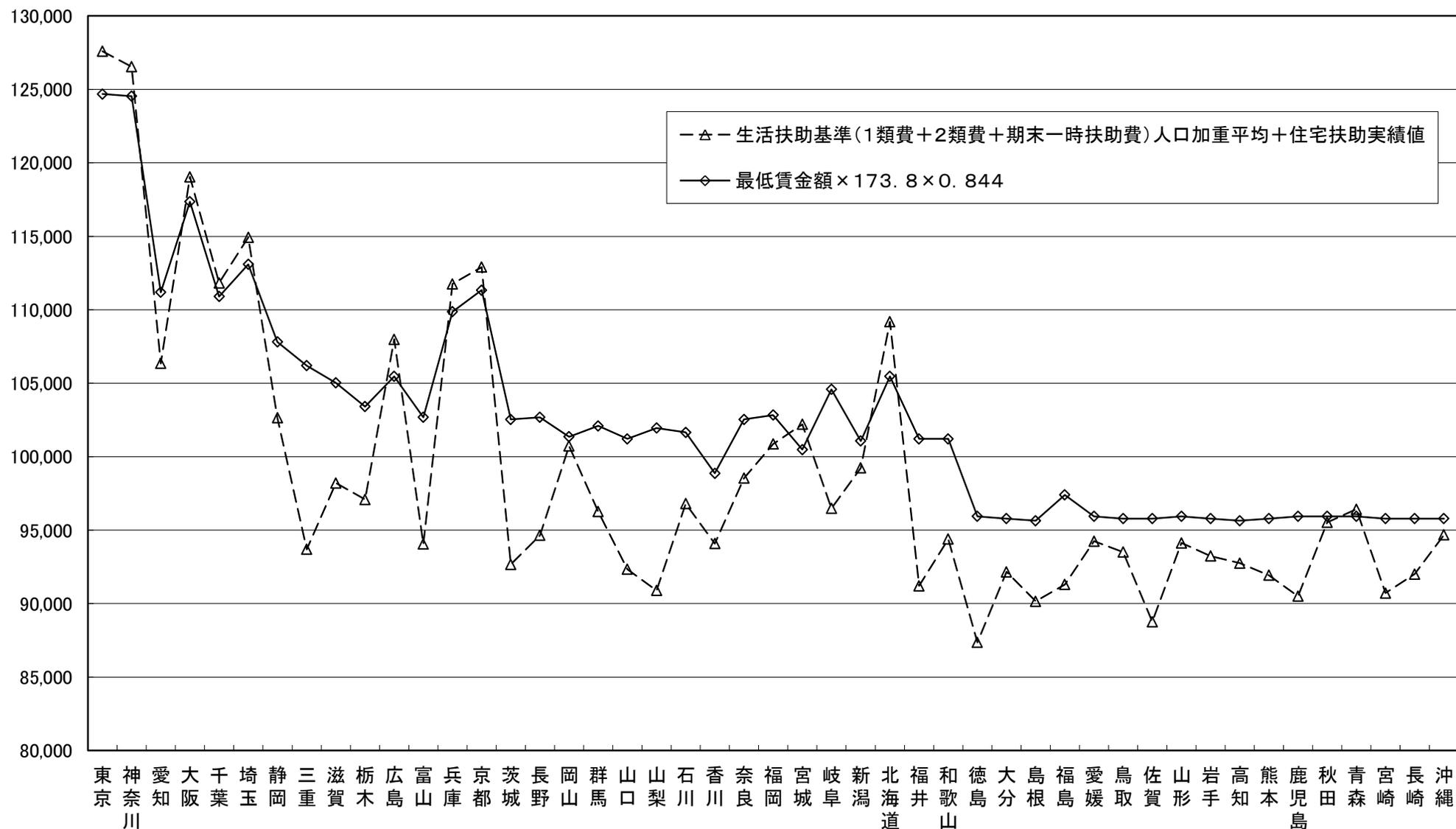


生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

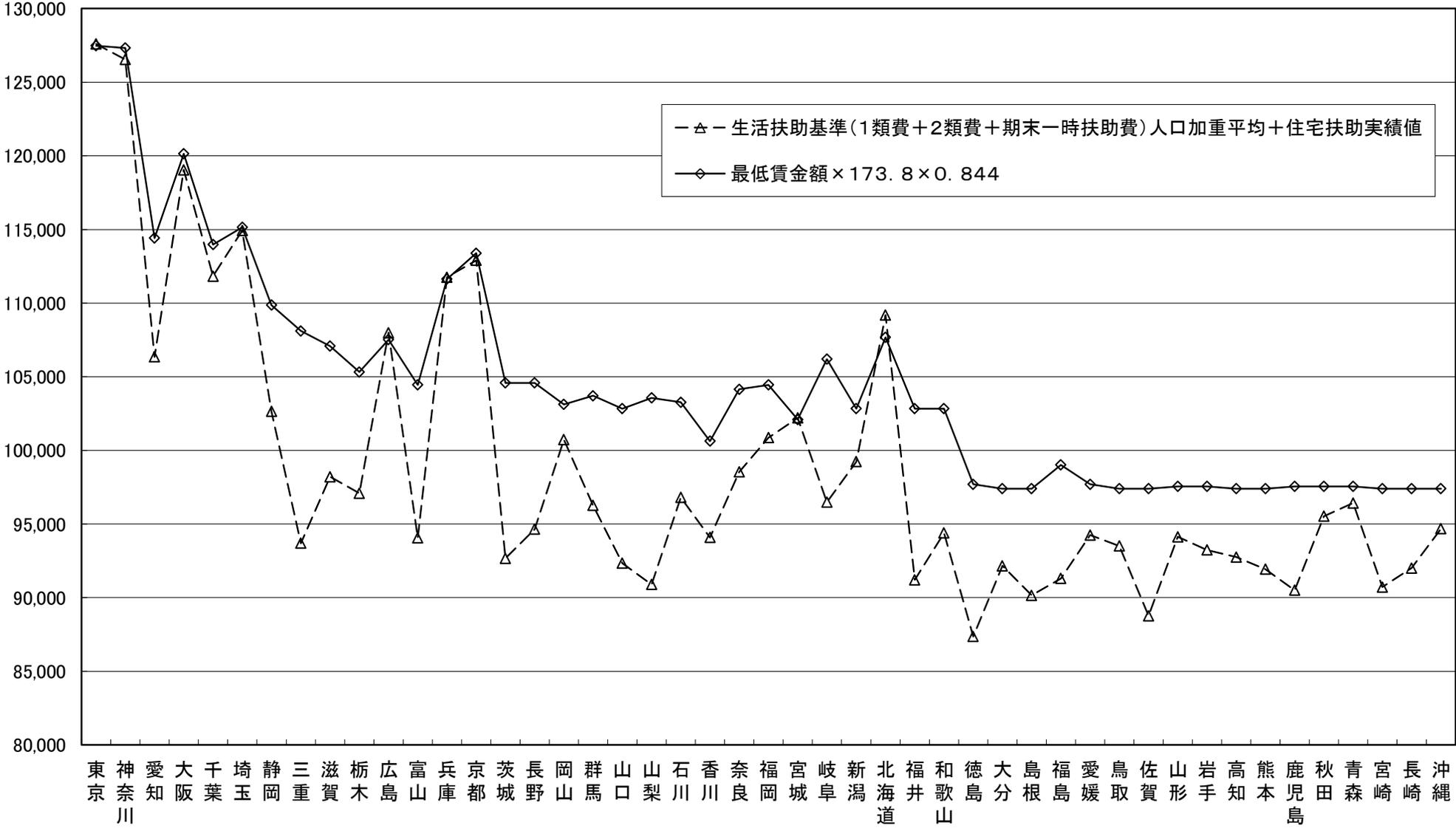
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成24年度のもの。

注4)0.844は時間額652円で月173.8時間働いた場合の平成24年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは平成24年度、最低賃金のデータは平成25年度のもの。
 注4)0.844は時間額652円で月173.8時間働いた場合の平成24年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの生活保護水準との最新の乖離額（時間額）

精査中

都道府県	平成24年度データ に基づく乖離額 (A)	平成25年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (= A - B)	(参考) 平成25年度地域別最低賃金 引上げ後に残された乖離額 (注) (平成23年度データに基づく) (注) 網掛けは乖離解消を意味する
北海道	26	15	11	7
宮城	12	11	1	△ 2
東京	20	19	1	△ 6
兵庫	13	12	1	△ 8
広島	18	14	4	△ 3

※ 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	平成24年度 データに基 づく乖離額 (A)	平成25年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	最新の 乖離額 (C) (=A-B)	平成25年度地域別 最低賃金引上げ後 (平成23年度データ に基づく) (D)	乖離の拡大額 (E) (=C-D)	乖離の拡大額	
						住宅扶助実績値が 増加したことによる 影響額 (e①)	可処分所得比率が 低下(0.847→0.844) したことによる影響額 (e②)
北海道	26	15	11	7	4	1	3
青森	4	11	△7	△9	2	0	3
岩手	△18	12	△30	△35	5	3	2
宮城	12	11	1	△2	3	0	2
秋田	△3	11	△14	△16	2	1	3
山形	△13	11	△24	△29	5	3	2
福島	△42	11	△53	△56	3	1	2
茨城	△68	14	△82	△86	4	2	2
栃木	△44	13	△57	△61	4	2	2
群馬	△40	11	△51	△54	3	1	3
埼玉	13	14	△1	△8	7	5	3
千葉	7	21	△14	△20	6	3	3
東京	20	19	1	△6	7	4	3
神奈川	14	19	△5	△10	5	2	3
新潟	△13	12	△25	△32	7	4	2
富山	△59	12	△71	△87	16	14	3
石川	△34	11	△45	△46	1	△1	2
福井	△69	11	△80	△80	0	△3	2
山梨	△76	11	△87	△97	10	8	2
長野	△55	13	△68	△74	6	4	3
岐阜	△56	11	△67	△73	6	3	2
静岡	△36	14	△50	△55	5	2	2
愛知	△33	22	△55	△61	6	3	3
三重	△86	13	△99	△108	9	7	2
滋賀	△47	14	△61	△67	6	4	2
京都	11	14	△3	△11	8	5	3
大阪	12	19	△7	△11	4	1	3
兵庫	13	12	1	△8	9	7	2
奈良	△28	11	△39	△45	6	4	2
和歌山	△47	11	△58	△61	3	1	2
鳥取	△16	11	△27	△34	7	5	2
島根	△38	12	△50	△61	11	8	2
岡山	△5	12	△17	△27	10	8	2
広島	18	14	4	△3	7	5	3
山口	△61	11	△72	△77	5	2	2
徳島	△59	12	△71	△70	△1	△4	2
香川	△33	12	△45	△57	12	9	2
愛媛	△12	12	△24	△29	5	3	2
高知	△20	12	△32	△39	7	4	2
福岡	△14	11	△25	△30	5	3	3
佐賀	△48	11	△59	△63	4	1	3
長崎	△26	11	△37	△42	5	3	2
熊本	△27	11	△38	△45	7	4	2
大分	△25	11	△36	△45	9	7	2
宮崎	△35	11	△46	△51	5	3	2
鹿児島	△38	11	△49	△55	6	3	2
沖縄	△8	11	△19	△25	6	4	2

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 網掛けの欄は、最新の乖離額が生じる5都道県。

※3 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数整理を行うため、E=e①+e②とならない。